

高齢者、障害者等が円滑に利用することができるようにするために誘導すべき
建築物特定施設の構造及び配置に関する基準案の概要

平成18年8月
国土交通省

○建築物移動等円滑化誘導基準（法第17条第3項第1号関係）

法第17条第3項第1号の国土交通省令で定める建築物特定施設の構造及び配置に関する基準は、

- ① 多数の者が利用する出入口について、
 - 幅を90センチメートル以上とすること。
 - 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者等が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。
(特に、多数の者が利用する直接地上へ通ずる出入口のうち1以上は、)
 - 幅を120センチメートル以上とすること。
 - 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。
- ② 多数の者が利用する廊下等について、
 - 幅を180センチメートル以上（50メートル以内ごとに車いすのすれ違いに支障がない場所を設ける場合は、140センチメートル以上）とすること。
 - 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。
 - 階段又は傾斜路の上端に近接する廊下等の部分には、点状ブロック等を設けること。
 - 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。
 - 側面に廊下等に向かって開く戸を設ける場合には、当該戸の開閉により高齢者、障害者等の通行の安全上支障がないよう必要な措置を講ずること。
 - 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用する廊下等に突出物を設けないこと。
 - 高齢者、障害者等の休憩の用に供する設備を適切な位置に設けること。
- ③ 多数の者が利用する階段について、
 - 幅を140センチメートル以上とすること。
 - けあげの寸法を16センチメートル以下とすること。
 - 踏面の寸法を30センチメートル以上とすること。
 - 踊場を除き、両側に手すりを設けること。
 - 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。
 - 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度の差が大きいこと等により段を容易に識別できるものとする。
 - 段鼻の突き出しがないこと等によりつまずきにくい構造とすること。
 - 段がある部分の上端に近接する踊場の部分には、点状ブロック等を敷設す

ること。

○ 主たる階段は、回り階段でないこと。

④ 多数の者が利用する階段を設ける場合には、階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路又は昇降機を設けること。

⑤ 多数の者が利用する傾斜路について、

○ 幅を、階段に代わるものにあつては150センチメートル以上、階段に併設するものにあつては120センチメートル以上とすること。

○ 勾配は、12分の1を超えないこと。

○ 高さが75センチメートルを超えるものにあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊場を設けること。

○ 高さが16センチメートルを超える傾斜がある部分には、両側に手すりを設けること。

○ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。

○ その前後の廊下等との色の明度の差が大きいこと等によりその存在を容易に識別できるものとする。

○ 傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分には、点状ブロック等を敷設すること。

⑥ 多数の者が利用するエレベーターを設ける場合には、

○ 多数の者が利用する居室、車いす使用者等用便房、車いす使用者用駐車施設、車いす使用者用浴室等又は車いす使用者用客室がある階及び直接地上へ通ずる出入口のある階に停止するエレベーターを、1以上設けること。

○ エレベーター及びその乗降ロビーは、

・ かが及び昇降路の出入口の幅を80センチメートル以上（一定の場合には90センチメートル以上）とすること。

・ かがの内法奥行きを135センチメートル以上とすること。

・ 乗降ロビーは、高低差がないものとし、その幅及び奥行きを150センチメートル以上（一定の場合には180センチメートル以上）とすること。

・ かが内に、かがが停止する予定の階及びかがの現在位置を表示する装置を設けること。

・ 乗降ロビーに、到着するかがの昇降方向を表示する装置を設けること。

・ かがの内法幅を140センチメートル以上（一定の場合には160センチメートル以上）とすること。

・ かがは、車いすの転回に支障がない構造とすること。

・ かが内及び乗降ロビーには、車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。

○ さらに、視覚障害者の利用上支障がないものとして、

・ かが内に、かがが到着する階並びにかが及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。

・ かが内及び乗降ロビーに設ける制御装置は、点字により表示する等視覚障害者が円滑に操作することができる構造とすること。

- ・ かが内又は乗降ロビーに、到着するかごの昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。
- ⑦ 多数の者が利用する便所を設ける場合には、
- 多数の者が利用する便所（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所）が設けられている階ごとに、当該便所のうち1以上に、車いす使用者等用便房を設けること。
 - 多数の者が利用する便所が設けられている階の車いす使用者等用便房の数は、当該階の便所の総数が200以下の場合には当該便所の総数に50分の1を乗じて得た数以上とし、当該階の便所の総数が200を超える場合は当該便所の総数に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上とすること。
 - 車いす使用者等用便房及び当該便所が設けられている便所の出入口は、
 - ・ 幅を80センチメートル以上とすること。
 - ・ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。
 - ・ 車いす使用者等用便房が設けられている便所の出入口又はその付近に、その旨を表示した標識を掲示すること。
 - ・ 一定の場合には、当該便所内に腰掛便座及び手すりの設けられた便房を1以上設けること。
 - 多数の者が利用する男子用小便器のある便所が設けられている階ごとに、当該便所のうち1以上に、床置き式の小便器その他これに類する小便器を1以上設けること。
- ⑧ 多数の者が利用する敷地内の通路は、
- 段がある部分及び傾斜路を除き、幅を180センチメートル以上とすること。
 - 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。
 - 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。
 - 段がある部分は、
 - ・ 幅を140センチメートル以上とすること。
 - ・ けあげの寸法を16センチメートル以下とすること。
 - ・ 踏面の寸法を30センチメートル以上とすること。
 - ・ 両側に手すりを設けること。
 - ・ 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度の差が大きいこと等により段を容易に識別できるものとする。
 - ・ 段鼻の突き出しがないこと等によりつまずきにくい構造とすること。
 - ・ 段を設ける場合には、段に代わり、又はこれに併設する傾斜路又はエレベーターを設けること。
 - 傾斜路は、
 - ・ 幅は、段に代わるものにあつては150センチメートル以上、段に併設するものにあつては120センチメートル以上とすること。
 - ・ 勾配は、15分の1を超えないこと。

- ・ 高さが75センチメートルを超えるもの（勾配が20分の1を超えるものに限る。）にあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊場を設けること。
 - ・ 高さが16センチメートルを超え、かつ、勾配が20分の1を超える傾斜がある部分には、両側に手すりを設けること。
 - ・ その前後の通路との色の明度の差が大きいこと等によりその存在を容易に識別できるものとする。
- ⑨ 多数の者が利用する駐車場を設ける場合には、当該駐車場の全駐車台数が200以下の場合には当該駐車台数に50分の1を乗じて得た数以上、全駐車台数が200を超える場合は当該駐車台数に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上の車いす使用者用駐車施設を設けること。
- ⑩ 多数の者が利用する浴室等を設ける場合には、そのうち1以上（男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ1以上）は、
- 車いす使用者が円滑に利用することができるものとして国土交通大臣が定める構造の浴室等であること。
 - 出入口は、
 - ・ 幅を80センチメートル以上とすること。
 - ・ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。
- ⑪ ホテル又は旅館には、客室の総数が200以下の場合には当該客室の総数に50分の1を乗じて得た数以上、客室の総数が200を超える場合は当該客室の総数に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上の車いす使用者が円滑に利用できる客室を設けること。
- ⑫ 一定のエレベーターその他の昇降機、便所、駐車施設等の付近に、利用円滑化のための主要な設備があることを表示する標識を設けること。
- ⑬ 建築物又はその敷地に、その利用円滑化のための主要な設備の配置を案内するための設備等を設けること。
- ⑭ 建築物又はその敷地に当該建築物の案内設備を設ける場合には、道等から当該案内設備までの主たる経路を、視覚障害者利用円滑化経路にすること。
- 等とします。